

令和5年5月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第1506号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年2月9日

判 決

5

仙台市 [Redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都 [Redacted]

10

被 告

同代表者理事長

同訴訟代理人弁護士

15

主 文

20

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

(主位的請求)

25

被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する令和3年4月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(予備的請求)

被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する令和3年7月8日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 本件は、被告が設置・運営する[]大学（以下「被告大学」という。）を卒業した原告が、被告大学職員の誤った説明により食品衛生管理者の資格を取得することができなかつたなどと主張して、主位的に不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償金330万円及びこれに対する不法行為日の後である令和3年4月1日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を、予備的に債務不履行に基づく損害賠償金330万円及びこれに対する請求日の翌日である同年7月8日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、平成[]年4月から令和[]年3月まで、被告大学[]学部[]学科管理栄養専攻（以下「本件専攻」という。）に在学していた。

イ 被告は、被告大学を設置・運営する学校法人である。

[]（以下「A」という。）及び[]（以下「B」という。）は、平成[]年4月当時から、本件専攻の准教授であった。

(2) 本件専攻における資格の取得（乙2）

ア 管理栄養士国家試験の受験資格

管理栄養士国家試験を受験するためには、栄養士法5条の3第4号所定の「管理栄養士養成施設」を卒業することを要する（同法5条の3）。

本件専攻は同号所定の「管理栄養士養成施設」であり、本件専攻において必要な科目を履修して卒業すれば、管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。

編入生が、編入前の短期大学で取得した単位については、本件専攻の定める読み替え基準により、本件専攻の科目の履修とみなして、本件専攻の卒業に必要な単位として計算することができる(以下「読み替え」という。)

イ 食品衛生管理者の資格

食品衛生法48条6項3号所定の「都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設」(以下「食品衛生管理者養成施設」という。)において所定の課程を修了すれば、食品衛生管理者となることができる(食品衛生法48条6項3号)。

本件専攻は食品衛生管理者養成施設であるから、本件専攻において、所定の科目(合計41単位。乙2・166頁)を履修すれば、卒業と同時に食品衛生管理者の任用資格を取得することができる。

編入生について、編入前の在学先が食品衛生管理者養成施設でない場合には、編入前に履修した科目を食品衛生管理者の任用資格に必要な科目の履修とすることはできないから、読み替えをする余地がない。

(3) 原告の編入及び卒業

原告は、短期大学を卒業し、平成 年4月、管理栄養士国家試験の受験資格を取得するため、本件専攻の3年次に編入し、令和 年3月に本件専攻を卒業した。

短期大学は食品衛生管理者養成施設ではないから、原告が同短期大学で履修した科目を、食品衛生管理者の任用資格に必要な科目の履修とすることはできない。原告は、本件専攻に在学中に、食品衛生管理者の資格取得のために必要な科目を履修していないから、本件専攻を卒業した際に、食品衛生管理者の任用資格を取得することができなかった。

3 争点

(1) 誤った説明の有無(争点(1))について

(原告の主張)

ア A 及び B は、平成 年 4 月、原告に対し、原告が短期大学で取得した食品機能学の単位を、被告大学の食品機能論の単位に読み替えるなどの読み替えを行うことにより、本件専攻において衛生法規の科目を履修すれば食品衛生管理者の資格を取得することができるという誤った説明をした。このことは、原告と同時に編入した他の編入生も、食品衛生管理者の資格を取れると誤解していたことから明らかである。

イ A は、原告ら編入生に対する単位履修に関するアドバイザー業務を担当しており、B は、その補助をしていたから、A 及び B は、原告に対し、食品衛生管理者の資格取得に必要な科目の履修に関して誤った説明をしてはならない義務を負い、また、被告は、原告との間の在学契約上、食品衛生管理者の資格取得に必要な科目の履修に関して誤った説明をしてはならない義務を負い、A 及び B は被告の履行補助者である。

(被告の主張)

ア 原告以外の編入生からも、A 及び B から、食品衛生管理者の資格の説明がされたとの申し出があり、編入生が、在学中に食品衛生管理者の資格を取得することができるという誤った説明をしたことは認めるが、編入生全員が誤解していたかは確認できていない。

A 及び B の供述からしても、A 及び B が、原告の主張するような説明をした事実は認められない。

イ アドバイザー業務は、管理栄養士国家試験の受験資格の取得及び卒業のための単位履修に関するものであり、また、どのような単位を履修するかについては学生が自分の責任で判断すべきであるから、A 及び B 並びに被告は、食品衛生管理者の資格取得に必要な科目の履修に関して誤った説明をしてはならない義務を負うものではない。

(2) 誤った説明による損害の発生及びその額 (争点(2))

(原告の主張)

ア 原告は、A 及び B の説明を信用し、食品衛生管理者の資格取得を希望し、衛生法規の科目を含む科目について、A 及び B の指導に従って履修をしたが、食品衛生管理者の資格を取得できていなかった。A 及び B の誤った説明がなければ、原告は、食品衛生管理者の資格取得のために必要な科目を履修した上で卒業していたはずであり、多大な精神的苦痛を受けた。

仮に、原告が、卒業までの2年間に、管理栄養士国家試験の受験資格と食品衛生管理者の資格取得のために必要な科目を同時に履修することができなかったとしても、A 及び B の誤った説明がなければ、原告は、食品衛生管理者の資格を目指すために在学を継続することを検討したはずである。原告は、誤った説明により、食品衛生管理者の資格取得のために在学を継続することを検討する機会を奪われ、精神的苦痛を受けた。

A 及び B は、誤った説明をして、原告の法律上保護される利益を侵害したことについて、故意又は過失があったということが出来るから、被告は、A 及び B の使用者として不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償責任を負い、また、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

イ 原告の精神的苦痛に対する慰謝料は、被告が誤った説明をしたことについて不誠実な対応をしたことをも考慮すれば、300万円を下らない。また、弁護士費用としては30万円が相当である。

(被告の主張)

ア 本件専攻に編入した後卒業までの2年の間に、管理栄養士国家試験の受験資格を得るために必要な科目を履修しつつ、食品衛生管理者の資格の取得に必要な科目を履修することは、本件専攻の時間割上、不可能である。したがって、原告は、誤った説明により、卒業時に食品衛生管理者の資格を取得することができなかったものではない。

原告は、本件専攻に在学中、食品衛生管理者の資格を取得しようとして

いなかったのであり、食品衛生管理者の資格を取得するために、卒業を延期して在学を継続した可能性はないから、誤った説明により、在学を継続することを検討する機会を奪われたということとはできない。

イ 損害額は争う。

5 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠（後掲するもののほか、証人 A、証人 B、原告本人、甲8、乙13、14（ただし、後記認定に反する部分を除く。））及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

10 (1) 原告は、管理栄養士国家試験の受験資格を取得するために、平成 年4月、8名の学生と共に本件専攻の3年次に編入した（以下、この9名の学生を「編入生ら」ということがある。）。このうち、短期大学から編入した学生は、原告、（以下「C」という。）及びもう1名の学生であった。

15 (2) A は、平成 年4月の編入生に対するアドバイザーであり、編入生らに科目履修に関する説明・助言をする業務を担当し、B も、かかる業務を補助する業務を担当した。編入生は、編入前の在学先で取得した単位を本件専攻の単位として読み替えることができるが、科目の対応関係や単位数等について、学生が判断することはできないため、説明・助言をする必要があった。

20 (3) A 及び B は、平成 年4月、編入生らに対し、科目履修に関する説明・助言を行った。その際、B は、同じ短期大学出身の原告、C 及びもう1名の学生に対して説明を行った。原告は、管理栄養士国家試験の受験資格を取得する上で必要な単位の読み替えの申請及び必要な科目の履修をした。（乙9の1、乙9の2・1枚目）

25 (4) 被告大学は、令和 年10月、4年生を対象に、取得を希望している資格についてのアンケート調査（複数回答可・資格の取得を希望していない場合

は回答不要)をオンラインで行った(以下「本件アンケート」という。)。原告は、管理栄養士国家試験受験資格だけを希望する旨回答し、編入生らのうちの4名は食品衛生管理者の資格を希望する旨の回答をした。(甲6、7、乙12)

5 (5) 編入生らは、令和■年3月に被告大学を卒業したが、食品衛生管理者の資格取得に必要な科目を履修しておらず、食品衛生管理者の資格を取得できていなかった。原告は、管理栄養士国家試験の受験資格を取得し、管理栄養士の免許を取得して、保育園に就職した。(甲6)

10 (6) Cは、卒業後、被告大学に対し、食品衛生管理者の資格の証明書の発行を依頼したところ、同資格を取得できていないことが判明した。

原告は、Cからこの話を聞いた後、代理人弁護士を通じ、令和■年7月7日付けで、被告に対し、科目の履修についてのAの指導に誤りがあり、そのために食品衛生管理者の資格を取得できなかったとして、損害賠償金250万円の支払及び原告が食品衛生管理者の資格を取得することができるよう、特別の授業を実施することを求める通知(甲3)をした。

15 (7) 被告は、代理人弁護士を通じ、令和■年7月、原告以外の編入生に対し、編入生から、食品衛生管理者の資格を取得するための科目履修の要望があったため、科目履修のために便宜を図る用意があるとして、面会して説明したい旨の文書(乙4)を送付した。

20 編入生らのうちのDは、被告からの上記文書に対し、A及びBの指示により、必要科目を選択したり、単位の読み替えをすれば、食品衛生管理者の資格を取得することができるとの説明を受けた旨の令和3年8月28日付け文書を送付した。(甲5)

25 (8) 被告は、卒業した編入生らのうち、食品衛生管理者の資格の取得を希望する者について、学費や費用を負担して、食品衛生管理者の資格の取得に必要な科目を履修できるように便宜を図った。(甲6)

2 争点(1) (誤った説明の有無) について

(1) 原告は、A 及び B が、平成■■年4月、原告に対し、原告が短期大学で取得した食品機能学の単位を、被告大学の食品機能論の単位に読み替えるなどの読み替えを行うことにより、本件専攻において衛生法規の科目だけを履修すれば食品衛生管理者の資格を取得することができる」と説明したと主張し、原告本人も、B から上記のような説明を受けた旨の供述をする。

そこで検討するに、A 及び B が、平成■■年4月に単位履修に関するアドバイザーとして説明を行った編入生ら9名のうち4名が、被告大学を卒業する半年前に行われた本件アンケートにおいて、食品衛生管理者の資格の取得を目指していると回答しながら、食品衛生管理者の資格取得に必要な科目を履修しないまま令和■■年3月に卒業し(前記1(4)(5))、また、C は食品衛生管理者の資格の証明書の発行を依頼しており(同(6))、編入生ら9名のうち4名が、実際には、食品衛生管理者の資格に必要な科目を履修していないのに、食品衛生管理者の資格が取得できると誤認していたことがうかがわれる。また、上記4名以外の編入生である D は、卒業後、被告に対し、A 及び B から、単位の読み替え等により食品衛生管理者の資格を取得することができる旨の説明を受けた旨の文書を送付している(同(7))。

以上の事実は、原告本人の供述に沿うものというべきであり、少なくとも B が、原告に対し、原告が短期大学で取得した食品機能学の単位を、被告大学の食品機能論の単位に読み替えるなどの読み替えを行うことにより、本件専攻において衛生法規の科目だけを履修すれば、食品衛生管理者の資格を取得することができる」と受け取れる説明(以下「本件説明」という。)をしたことを認めることができる。

証人 A 及び証人 B は、編入生らに本件説明をしたことを否定する供述をするが、上記に照らし、採用することはできない。

(2) 前記前提事実によれば、原告について、編入前に履修した科目の単位を食

品衛生管理者の資格取得のために読み替えをする余地はなく、本件説明は誤りである。そして、 β は、編入生らに対する科目履修に関する説明・助言をすることを含むアドバイザー業務を補助していたのであるから、編入生に対して、資格取得に必要な科目について誤った説明をしてはならない注意義務を負っていたということができ、 β は、かかる注意義務に違反したものと見える。また、被告は、在学契約に基づき資格取得に必要な科目について誤った説明をしてはならない義務を負っていたということができ、履行補助者たる β は、かかる義務に違反したものと見える。

以上に対し、被告は、アドバイザー業務は、管理栄養士国家試験の受験資格の取得及び卒業のための科目履修に関するものであり、また、どのような科目を履修するかについては学生が自分の責任で判断すべきであるから、食品衛生管理者の資格取得に必要な科目の履修に関して誤った説明をしてはならない義務を負うことはないと主張する。

しかしながら、被告大学において、本件専攻で取得できる資格として食品衛生管理者を挙げ（甲9）、学生便覧にも食品衛生管理者の資格取得を前提とする記載があること（乙2）に照らせば、科目の履修について説明・助言をする際に、食品衛生管理者の資格について言及するのであれば、誤った説明をしてはならない義務を負うものというべきであり、被告の主張を採用することはできない。

3 争点(2)（誤った説明による損害の発生及びその額）について

(1) 原告は、本件説明がなければ、食品衛生管理者の資格取得のために必要な科目を履修した上で卒業していたはずであるのに、本件説明により、被告大学の卒業時に食品衛生管理者の資格を取得できなかったと主張する。

しかしながら、原告は、管理栄養士国家試験の受験資格を取得するために本件専攻に編入したものであるところ（前記1(1)）、原告が、卒業までの2年間に、管理栄養士国家試験の受験資格を得るために必要な科目を履修しつ

つ、同時に、食品衛生管理者の資格の取得に必要な科目を履修することは、必修科目及び管理栄養士国家試験受験資格に必要な科目と、食品衛生管理者の資格の取得に必要な科目の時間割が重複していることなどから、不可能であった（乙5、6）。

5 そうすると、原告は、本件説明の有無に関わらず、卒業時に食品衛生管理者の資格を取得することはできなかつたのであるから、本件説明により、同資格を取得できなかつたということとはできない。

(2) さらに、原告は、本件説明がなければ、食品衛生管理者の資格取得を目指すために在学を継続することを検討したはずであり、本件説明により、在学
10 を継続することを検討する機会を奪われたと主張し、原告本人も、平成■■■■年4月に、食品衛生管理者の資格を取得するのに3年かかると言われていれば、更に学費を負担して本件専攻に通うつもりであった旨供述する。

 しかしながら、原告は、管理栄養士国家試験の受験資格を取得するために本件専攻に編入し、編入時には食品衛生管理者の資格について知らず、管理
15 栄養士の資格を活かすことができる保育園のみを志望先として就職活動をして保育園に就職したものであるところ（原告本人）、原告が、在学中に食品衛生管理者の資格の取得を具体的に目指していたことをうかがわせる客観的証拠はない。かえって、原告は、在学中に行われた本件アンケートに食品衛生管理者を記載しておらず（前記1(4)）、就職活動の際の履歴書にも食品衛生
20 管理者の資格を記載していない（原告本人及び弁論の全趣旨）。また、原告は、本件専攻に編入した後、栄養教諭の資格の取得を検討したが、その取得のために3年かかると言われ、結果として、栄養教諭の資格の取得を目指さなかつたものである（原告本人）。

 以上によれば、原告が、平成■■■■年4月に、食品衛生管理者の資格を取得
25 するのに3年かかるとの説明を受けていれば、同資格を取得するために、卒業を延期してまで本件専攻に通うつもりであったとはにわかには考え難く、ほ

かにこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

そうすると、本件説明により、食品衛生管理者の資格取得を目指すために在学を継続することを検討する機会を奪われたということはできず、本件説明により法律上保護される利益が侵害されたとはいえないし、また、以上によれば、不法行為又は債務不履行により慰謝料の発生を認めるまでの精神的損害を被ったと認めることは困難である。

(3) したがって、不法行為及び債務不履行により、原告の主張する損害が発生したということとはできない。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官

高橋 彩 

裁判官細川八重は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

高橋 彩 

裁判官渡邊聖人は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

高橋 彩 

これは正本である。

令和5年5月18日

仙台地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 齊藤史奈

